

令和2年度 静岡県看護職員修学資金 貸与希望者（大学生）を追加募集します！

静岡県は、将来看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）として静岡県内の地域医療に貢献したいというところさしを持った学生のみなさんを支援するため「静岡県看護職員修学資金制度」を設けています。

一定の要件に該当した場合、貸与した修学資金全額の返還を免除する制度があります。

下記の内容を御覧のうえ、ぜひ御応募ください。

御不明な点等は、下記までお気軽にお問い合わせください。

- 募集期間 令和2年7月31日（金）まで
- 募集人数 若干名（大学生・新規貸与分）
- 応募資格 看護学科の大学（助産除く、短期大学を含む）に在学している者
*出身は、県内外を問いません。
- 貸与金額 国又は地方公共団体の設置する大学 ~~月額32,000円~~
(年額：~~384,000円~~)
上記以外の者の設置する大学 月額36,000円
(年額：432,000円)
- 返還免除 静岡県内に所在する裏面に記載する返還債務免除対象施設において、引き続き5年間看護職員の業務に従事することにより、貸与した修学資金全額の返還を免除します。
- 選考 書類審査
- 応募方法 貸与者募集のしおり(追加募集用)(6月上旬頃県ホームページに公表予定)記載の申請書類を下記問い合わせ先に送付又は持参ください。御希望の方に募集のしおりを郵送しますので御連絡ください。

お問い合わせ先は

静岡県健康福祉部地域医療課
電話:054-221-2434 FAX:054-221-3291
E-Mail: chiikiiryuu@pref.shizuoka.lg.jp
募集案内ホームページ
<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-450/jinzai/taiyobosyuu.html>



「返還免除対象施設等」とは？

静岡県看護職員修学資金貸与規則で定める「返還免除対象施設等」とは以下のとおりです。

(看護師養成課程の卒業者)

- ① 病床数200床未満の病院
- ② 精神病床が80%以上を占める病院
- ③ ハンセン病療養所
- ④ 診療所
- ⑤ 医療型障害児入所施設
- ⑥ 児童福祉法第6条の2の2第3項の規定に基づき指定された独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関
- ⑦ 介護老人保健施設
- ⑧ 介護医療院
- ⑨ 訪問看護等事業所
- ⑩ 地域保健法に規定する特定町村（保健師のみ可）

※静岡県内に所在する施設に限ります。